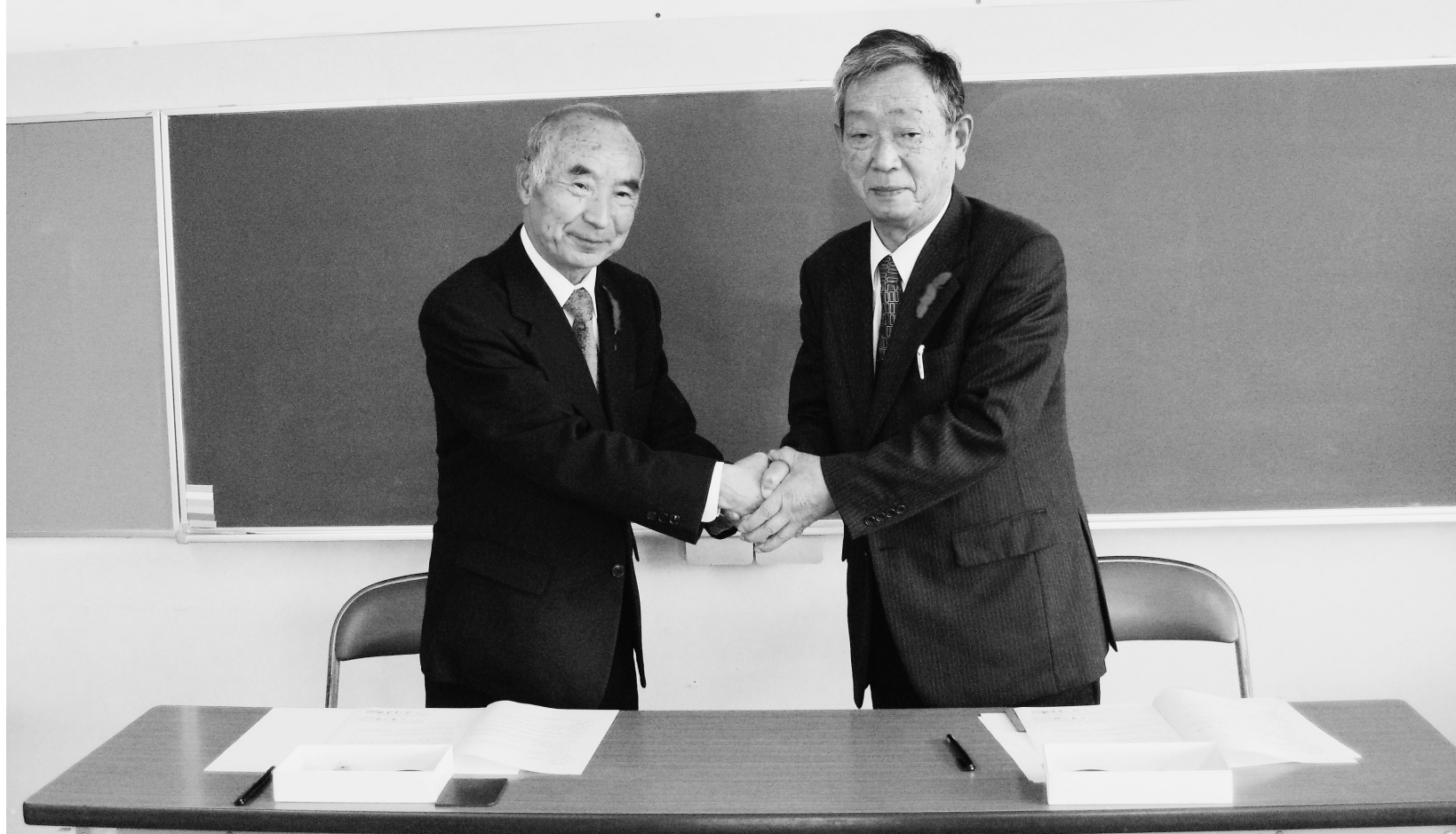




一関市社会福祉協議会・藤沢町社会福祉協議会

合併契約調印式



ふれあいネットワーク

いちのせき

社協 だより

臨時増刊号

(2012年2月1日発行)

一関市と藤沢町が9月26日に合併したことに伴い、両社協で合併の協議を進めてきましたが、協議が相整い、いよいよ合併の運びとなりました。

4月1日からの新体制スタートに向け、11月24日に合併調印式が行われました。

これまでの経過報告ののち、合併契約書に署名・押印をし、又、合併協定項目調整方針の確認が行われました。

このことにより藤沢町社協は一関市社協に編入されることになり、4月1日以降は一関市社協藤沢支部として存続することになります。

☆

12月9日付で岩手県知事から合併認可書が交付され、現在、合併公告の期間中（12月23日から2月22日まで）です。

その後、両社協の理事会、評議員会に諮られ、平成24年度の事業計画及び予算が確定することとなります。

尚、新年度の事業計画及び予算については4月15日号でお知らせいたします。



この広報は共同募金の助成により発行しております。

合併協定項目調整方針

項目		調整方針
1	合併の方式	一関市社協は、藤沢町社協を編入合併し、藤沢町社協は解散する。
2	合併の期日	平成24年 4 月 1 日(日)
3	合併後の法人名	社会福祉法人 一関市社会福祉協議会
4	事務所の位置	一関市内 1 番36号
5	定款及び諸規程の取扱い	定款は所要の変更を行い、諸規程は所要の改正を行うものとする。
6	役員（理事、監事）の任期及び定数の取扱い	理事17名、監事 3 名とする。ただし藤沢町の理事及び監事は一関市社協の残任期間においては経過措置を設ける。
7	評議員の任期及び定数の取扱い	評議員40名とする。ただし藤沢町の評議員は一関市社協の残任期間においては経過措置を設ける。
8	事務局機構	藤沢支部を置く。
9	支部運営委員会	藤沢支部運営委員会を設置する。
10	財産の取扱い	藤沢町社協の財産は、全て一関市社協に引き継ぐものとする。
11	会費の取扱い	一般会費1,000円、賛助会費2,000円以上とする。
12	団体補助金等の取扱い	平成24年度は、協議をしながら一元化を図るよう務める。
13	団体事務の取扱い	平成24年度は、協議をしながら一元化を図るよう務める。
14	事務事業の取扱い	平成24年度は、協議をしながら一元化を図るよう務める。
15	職員の取扱い	藤沢町社協に在職する職員は、一関市社協の職員として引き継ぐものとする。職員の身分、給与は、一関市社協の規程に基づき計画的に調整をする。
16	財務会計システム	一関市社協のシステムに統一する。
17	補助・受託事業の取扱い	行政等と継続できるよう協議する。

合併の経過報告

年月日	場 所	会 議 等	内 容
H22. 9.27	一関市・藤沢町は合併協議会において、平成23年 9 月26日 藤沢町を廃し、一関市に編入合併することに決定		
H22.11. 9	一関市総合福祉センター	会長・副会長打合せ会議	合併の方向性協議
H23. 4.12	藤沢町社協	会長・副会長会議	・基本方針(合併方式、期日) ・合併スケジュール ・合併協議会設置 ・合併協議会委員の選任 ・合併協定項目
H23. 6.10	東山地域交流センター	一関市社協 第 2 回理事会	・合併協議会設置 同意 ・合併協議会委員選任 同意
	藤沢町保健センター	藤沢町社協 第 4 回理事会	
H23. 6.24	両磐地域職業訓練センター	一関市社協 第 3 回評議員会	・合併協議会設置 議決 ・合併協議会委員選任 議決
	老人保健施設 ふじさわ	藤沢町社協 第 2 回評議員会	
H23. 7.21	両磐地域職業訓練センター	第 1 回合併協議会	・会長、副会長の互選 ・事業計画
H23. 9.26	一関市・藤沢町合併		
H23. 9.29	藤沢文化交流センター	第 2 回合併協議会	・合併協定項目調整方針(案)決定 ・合併契約書(案)決定
H23.11.11	東山保健センター	一関市社協 第 4 回理事会	・合併同意 ・定款の一部変更同意 ・合併契約同意 ・平成23年度中間決算同意 ・平成24年度事業計画(案) 収支予算(案)同意 ・平成25年度事業計画(案) 収支予算(案)同意
	老人保健施設 ふじさわ	藤沢町社協 第 5 回理事会	
H23.11.18	川崎農村環境改善センター	一関市社協 第 5 回評議員会	・合併議決 ・定款の一部変更議決 ・合併契約議決 ・平成23年度中間決算議決 ・平成24年度事業計画(案) 収支予算(案)議決 ・平成25年度事業計画(案) 収支予算(案)議決
	老人保健施設 ふじさわ	藤沢町社協 第 3 回評議員会	
H23.11.24	千厩農村勤労福祉センター	合併契約調印式	合併契約締結
H23.11.24	岩手県県南広域振興局長宛一関市社協定款変更認可申請書提出		
H23.11.25	岩手県県南広域振興局長から定款変更認可		
H23.11.29	岩手県知事宛合併認可申請書提出		
H23.12.13	岩手県知事から合併認可(平成23年12月 9 日付)		

社会福祉法人の合併公告

平成24年 4 月 1 日社会福祉法人一関市社会福祉協議会は、社会福祉法人藤沢町社会福祉協議会を合併して存続し、社会福祉法人藤沢町社会福祉協議会は解散する旨を理事会及び評議員会において議決しましたので、この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成24年 2 月22日までにその旨をお申し出ください。

なお、法人登記は、平成24年 4 月 1 日(日)は法務局が閉庁日につき、4 月 2 日に登記いたします。

平成23年12月22日

岩手県一関市内 1 番36号
社会福祉法人一関市社会福祉協議会
会長 大 澤 弘 毅

合併公告は、平成二十三年十二月二十二日付けで、一関市社会福祉協議会の掲示場に掲示したほか、岩手日日新聞紙上に掲載したところ です。公告の内容は、次のとおりです。